

議 案 第 25 号

松戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定及び住民基本台帳法の改正に伴い、民間事業者が設置する専用端末機による証明書の交付を行うために必要な規定を整備するため。

松戸市印鑑条例の一部を改正する条例

松戸市印鑑条例（昭和61年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「松戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成22年松戸市条例第21号）第4条第2項の規定」を「規則で定めるところ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する専用の端末機に必要な事項を自ら入力することにより、証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第11条第3項の改正規定は、同年4月1日から施行する。